

印旛郡市広域市町村圏事務組合公印規則

昭和 47 年 9 月 14 日

規 則 第 1 号

改正	昭和50年10月4日	規則第3号	平成9年12月22日	規則第2号
	昭和52年4月26日	規則第1号	平成11年12月24日	規則第1号
	昭和56年6月1日	規則第3号	平成19年3月28日	規則第3号
	平成7年12月27日	規則第2号	平成27年4月1日	規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、本組合の公印の管理及び使用その他について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で公印とは、公文書に使用する組合印及び職印をいう。

(規格及び管守者)

第3条 公印の名称、形状寸法及び書体、使用区分、管守者並びに個数は別表第1及び別表第2のとおりとする。

(保管及び取扱者)

第4条 公印は、管守者が責任をもって保管しなければならない。

2 管守者は、当該所属職員の中から公印取扱者を置くことができる。

3 取扱者は、管守者の命を受け公印の使用、保管その他公印に関する事務に従事する。

(台帳)

第5条 事務局長は公印台帳(様式第1号)を作成し、公印の調製、改刻又は破棄のつと必要な事項を記載し、整理しておかななければならない。

(調製及び改廃)

第6条 公印の調製、改刻又は廃棄する場合管守者は事由を付し、事務局長を経て管理者の決裁を受けなければならない。

(使用)

第7条 公印は、決裁の済んだ文書でなければ使用することができない。

2 公印を使用するときは、押印しようとする文書及び決裁済の原議書(以下「原議書」という。)を添えて管守者に提示し、原議書に管守者の確認印を受けなければならない。この場合原議書が無いときは、公印使用簿(様式第2号)により管守者の決裁を経て使用しなければならない。

3 公印の使用は、一定の場所に置いて使用しなければならない。ただし、特別の理由のため定置する場所において使用することができないときは、公印使用承認書(様式第3号)を管守者に提出し承認を得なければならない。

(公印の告示)

第8条 公印の調製、改刻又は廃止したときは、印影を付して告示するものとする。

(廃止された公印の保管及び廃棄)

第 9 条 廃止された公印は、廃止された日から起算して 5 年間保存しなければならない。

2 前項の保存期間を経過した公印は、裁断又は焼却しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 9 月 14 日から適用する。

附 則 (昭和 50 年 10 月 4 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 4 月 26 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 6 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 7 年 12 月 27 日規則第 2 号)

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 22 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 24 日規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 28 日規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 53 号) 附則第 3 条の規定により従前の例により在職する収入役の任期中は、この規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合公印規則別表第 1 の規定 (印旛地域農林業センター所長之印の項を削る部分を除く。) 及び別表第 2 の規定

「 7

(

印 旛 地 域
農 林 業 セ
ン タ ー 所
長 之 印

 を削る部分を除く。) は適用せず、改正前の規定は、なおそ

の効力を有する。



附 則 (平成 27 年 4 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

名 称	ひな形	書 体	寸 法 ミリメートル	使 用 区 分	管 守 者	個 数
印旛郡市広域市町村圏事務組合之印	1	てん書	方 30	組合名をもってする文書	事務局長	1
印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者之印	2	てん書	方 21	辞令、契約その他管理者名をもってする文書	事務局長	1
印旛郡市広域市町村圏事務組合会計管理者之印	3	てん書	方 18	会計管理者名をもってする文書	会計管理者	1
契	4	てん書	縦 横 25 17	文 書 契 印 用	事務局長	1
印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者職務代理者之印	5	てん書	方 20	辞令契約その他管理者職務代理者名をもってする文書	事務局長	1
印旛郡市広域市町村圏事務組合分任出納員	8	かい書	円 径 直 30	分任出納員をもって処理する領収用	分任出納員	分 任 出 納 員 の 数
印旛郡市広域市町村圏事務組合監査委員之印	9	かい書	方 21	監査委員名をもってする文書	事務局長	1
印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者之印	10	れい書	方 30	表 彰 用	事務局長	1

別表第 2

1	2	3	4	5
印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 之 印	印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 管 理 者 之 印	印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 会 計 管 理 者 之 印		印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 管 理 者 職 務 代 理 者 之 印
8	9	10		
	查 事 域 印 委 務 市 旛 員 組 町 郡 之 合 村 市 印 監 圏 広	印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 管 理 者 之 印		

様式第 1 号

公 印 台 帳

公印名	管 守 者			
使 途	年 月 日	職	氏 名	
印 影	年 月 日			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
調 製				
廃 止	年 月 日	廃止の理由		
焼 却	年 月 日			

様式第 2 号

公 印 使 用 簿

使 用 年 月 日	使 用 目 的	氏 名

様式第 3 号

公 印 使 用 承 認 書

管 守 者 印	携 帯 年 月 日	返 納 年 月 日	事 由	使 用 者		
				職	氏 名	印